

# 設 計 書

## 道路維持修繕工事

	課 長	課 補	長 佐	課 補	長 佐	係 長	審 査 者	設 計 者	
年 月 日	令和 8 年 5 月 日						工 事 概 要	○西田中央線 施工延長L=52.5m 土工 1式      コンクリート工 1式 交通安全施設工 1式      雑工 1式  ○倉津遠見ヶ岡線 施工延長L=38.0m 土工 1式      コンクリート工 1式 仮設工 1式      雑工 1式  ○ゼミ佐潟線 施工延長L=27.0m 土工 1式      コンクリート工 1式 交通安全施設工 1式      仮設工 1式 雑工 1式  ○山下中線 施工延長L=13.0m 土工 1式      コンクリート工 1式 交通安全施設工 1式	
工 事 番 号	年 第 号								
河川各 路 線 名	市道 西田中央線・倉津遠見ヶ岡線・ゼミ佐潟線・山下中線								
施 行 位 置	阿久根市 波留・山下 地内								
工 事 名	令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事								
工 期	125 日間 <del>まで</del>	施 行 方 法		直 営 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請 負</span>					
支 出 科 目	年 度	会 計		款		項	目	節	
	区 分		金 額			摘 要			
	設 計 額		円						
其 の 他	市道西田中央線については、道路路肩が路面水により流出していることから張コンクリート工を行い、併せてガードレールを設置し、安全性の向上を図るものである。 市道倉津遠見ヶ岡線については、道路路肩が路面水により流出していることから張コンクリート工を行い、また、破損している蓋版を交換し安全性の向上を図るものである。 市道ゼミ佐潟線及び山下中線については、道路路肩が路面水により流出していることから張コンクリート工を行い、併せて車線分離標を設置し、安全性の向上を図るものである。								

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税等 相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

# 設 計 概 要

<b>工 事 名</b>	令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事	
<b>工 事 箇 所</b>	阿久根市 波留・山下 地内	
(今回)	(前回)	
○西田中央線 施工延長L=52.5m		
土工 1式    コンクリート工 1式		
交通安全施設工 1式    雑工 1式		
○倉津遠見ヶ岡線 施工延長L=38.0m		
土工 1式    コンクリート工 1式    雑工 1式		
○ゼミ佐潟線 L=27.0m		
土工 1式    コンクリート工 1式		
交通安全施設工 1式    雑工 1式		
○山下中線 L=18.0m		
土工 1式    コンクリート工 1式		
交通安全施設工 1式		

# 工事設計書

設計書総括情報	
事務所名	阿久根市
設計書名	実施設計書
事業名	道路維持修繕事業
積算総括情報	
諸経費体系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩③
単価適用日	0 令和 8年 5月 1日
積算条件／諸経費情報	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>【当世代】</span> <span>【前世代】</span> </div>
前払率 (%) 工種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	00 % (前払金保証対象外) 04 道路改良 06 一般影響有り(2)その他 07 計上無し 04 消費税税率：10% 03 無保証

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
**本工事費**									X1000	
土工 レベル1									Y1271	
床掘り 土砂, 上記以外(小規模)	10	m3							SQZ012 0	施工内訳0-0001号表
埋戻し 上記以外(小規模) 土砂	1	m3							SQZ016 0	施工内訳0-0002号表
土砂運搬(小規模) 運搬距離5.0km超6.0km以下, DID無し 積込:ハック杓山積0.28m3(平積0.2m3) 西田中央線~	3	m3							SQZ002 0	施工内訳0-0003号表
土砂運搬(小規模) 運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し 積込:ハック杓山積0.28m3(平積0.2m3) 倉津遠見ヶ岡線~	2	m3							SQZ002 0	施工内訳0-0004号表
土砂運搬(小規模) 運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し 積込:ハック杓山積0.28m3(平積0.2m3) ゼミ佐潟線~	0.3	m3							SQZ002 0	施工内訳0-0004号表
土砂運搬(小規模) 運搬距離4.0km超5.0km以下, DID無し 積込:ハック杓山積0.28m3(平積0.2m3) ゼミ佐潟線~山下中線	0.4	m3							SQZ002 0	施工内訳0-0005号表
コンクリート工 レベル1									Y1145	

# 本工事費内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
張りコンクリート工 (防草コンクリート) バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0)									S1421	0
西田中央線	1			式						施工内訳0-0006号表
張りコンクリート工 (防草コンクリート) バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0)									S1421	0
倉津遠見ヶ岡線	1			式						施工内訳0-0012号表
氷止工 路肩部									V0002	0
		20		m						施工内訳0-0013号表
氷止工 法面部									V0003	0
		18		m						施工内訳0-0017号表
張りコンクリート工 (防草コンクリート) 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)									S1421	0
ゼミ佐潟線	1			式						施工内訳0-0019号表
張りコンクリート工 (防草コンクリート) 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)									S1421	0
山下中線	1			式						施工内訳0-0021号表
張りコンクリート工 (防草コンクリート) 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)									S1421	0
山下中線	1			式						施工内訳0-0024号表
交通安全施設工 レベル1									Y1140	
ガードレール設置工 (土中建込) GR-C-4E 塗装仕上げ									S8405	0
		52		m						施工内訳0-0025号表

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
ガードレール撤去・再設置 レール部	1		m						V0004	0
									施工内訳0-0026号表	
車線分離標（ラバーポール）設置工 着脱式（穿孔式・3本脚） 本体径φ80mm 高さ800mm	9		本						S8522	0
									施工内訳0-0029号表	
仮設工 レベル1									Y1055	
交通誘導警備員B 配置人数（交代要員除く）：2人 交代要員：0人	2		日						S2580	0
									施工内訳0-0030号表	
雑工 レベル1									Y1154	
鋼製蓋版設置	1		式						V0001	0
									施工内訳0-0031号表	
構造物とりこわし工 鉄筋構造物 機械施工 対策 不要	0.1		m <sup>3</sup>						S7031	0
									施工内訳0-0033号表	
殻運搬コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 運搬距離8.0km超10.9km以下, DID無し 機械積込	0.1		m <sup>3</sup>						SQZ101	0
									施工内訳0-0034号表	
*処分費（直工内）*									#0042	

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物受入料 コンクリート塊（有筋） 産業廃棄物税上乗せ相当額を含む	0.1	m3			S9910 0 *
建設発生土受入料 （有）明和運輸（川平）	3	m3			F9001 0
建設発生土受入料 （株）西園機動建設	2	m3			F9002 0
***直接工事費***					
共通仮設費（ 率分）		式			
***共通仮設費計***					
***純工事費***					
現場管理費		式			
***現場管理費計***					

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
**工事原価**						
一般管理費						
契約保証費			式			
**一般管理費等計**						
**工事価格**						
消費税相当額						
**請負工事費**						
工事価格計						
消費税相当額計						
			式			



# 施工内訳表

床掘り  
土砂, 上記以外(小規模)  
機械構成比:

SQZ012

施工内訳0-0001号表

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:  
1

m3 当り

代表機労材規格	構成比	単 価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
バックホウ(クローラ型)[後方超小旋回] 排ガス2次 山積0.28m3			バックホウ 山積0.28m3 クローラ型[後方超小旋回型・排ガス2次]		MB425P
運転手(特殊)			運転手(特殊)		R1400
普通作業員			普通作業員		R0200
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001

# 施工内訳表

施工内訳0-0001号表

SQZ012

床掘り  
土砂, 上記以外(小規模)  
機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:  
1

m3 当り

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
*** 単位当り計 ***					
A=1 土砂 E=1 全ての費用			B=5 上記以外(小規模) F=1 II-1-③-4		

# 施工内訳表

施工内訳0-0002号表

埋戻し  
上記以外(小規模)  
機械構成比:

SQZ016

土砂

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:  
1

m3 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回] 排ガス2次 山積0.28m <sup>3</sup>			バックホウ 山積0.28m <sup>3</sup> クローラ型 [後方超小旋回型・排ガス2次]		MB425P
タンパ及びランマ 質量60~80kg			ランマ 質量60~80kg		M3606P
普通作業員			普通作業員		R0200
特殊作業員			特殊作業員		R0100
運転手(特殊)			運転手(特殊)		R1400

# 施工内訳表

施工内訳0-0002号表

埋戻し  
上記以外(小規模)  
機械構成比:

SQZ016

土砂

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:  
1

m3 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
ガソリン			ガソリン レギュラー スタンド		T0001
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=5 D=1 上記以外(小規模) 全ての費用			B=1 E=1 土砂 II-1-③-13		

# 施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0003号表

運搬距離5.0km超6.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)

西田中央線~

1

m<sup>3</sup> 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

# 施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0003号表

運搬距離5.0km超6.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)

西田中央線~

1

m3 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=27 5.0km超6.0km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 無し G=1 II-1-②-13		

# 施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0004号表

運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し

積込: ハック山積0.28m3(平積0.2m3)

倉津遠見ヶ岡線~

1

m3 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

# 施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0004号表

運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)

倉津遠見ヶ岡線~

1

m3 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=46 10.0km超13.0km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 無し G=1 II-1-②-13		

# 施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0005号表

運搬距離4.0km超5.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)

ゼミ佐潟線~山下中線

1

m<sup>3</sup> 当り

機械構成比: 労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機労材規格	構成比	単 価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費 (良好) を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

# 施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0005号表

運搬距離4.0km超5.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)

ゼミ佐潟線~山下中線

1

m3 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=23 4.0km超5.0km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 無し G=1 II-1-②-13		

# 施工内訳表

張りコンクリート工 (防草コンクリート)  
バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0)

S1421

施工内訳0-0006号表

1 式 当り

西田中央線

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
♪張りコンクリート工 (型枠工) 防草コンクリート	0.20	m <sup>2</sup>			S1423 施工内訳0-0007号表
♪張りコンクリート工 (コンクリート打設) 18-8-20 (高炉) 目地材:有り バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0)	112.00	m <sup>2</sup>			S1424 施工内訳0-0008号表
♪張りコンクリート工 (養生) 防草コンクリート	112.00	m <sup>2</sup>			S1425 施工内訳0-0011号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート D=7 バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0) F=112 コンクリート打設面積 (m <sup>2</sup> )			B=1 無 (土工で基面整正を計上) E=0.2 型枠面積 (m <sup>2</sup> ) G=70 張りコンクリート平均厚 (mm)		
H=1 18-8-20 (高炉) K=1 II-4-③-1			I=1 有り		

# 施工内訳表

♪張りコンクリート工 (型枠工)  
防草コンクリート

S1423

施工内訳0-0007号表

10 m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.43	人			R2500 1
型わく工	0.86	人			R3300 1
普通作業員	0.52	人			R0200 1
諸雑費	12.00	%			#01
*** 合計 ***	10	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			
A=3 防草コンクリート			B=1	II-4-④-4	

# 施工内訳表

♪張りコンクリート工 (コンクリート打設)

S1424

施工内訳0-0008号表

18-8-20 (高炉) 目地材:有り

バックホウ (-4.5 ≤ H < -1.0かつW ≤ 2.0)

100

m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.60	人			R2500 1
特殊作業員	1.10	人			R0100 1
普通作業員	1.90	人			R0200 1
生コン単価 (高炉セメントB) 強度 (18 - 20) スランプ ( 8 cm)	8.47	m <sup>3</sup>			S1401 施工内訳0-0009号表
バックホウ運転費 (賃料) クローラ型山積0.28m <sup>3</sup> (クレーン付)	0.89	日			SA740 施工内訳0-0010号表
諸雑費	4.00	%			#01
*** 合計 ***	100	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			
A=3 防草コンクリート C=70 コンクリート平均厚 (mm) E=1 有り			B=7 D=1 G=1	バックホウ (-4.5 ≤ H < -1.0かつW ≤ 2.0) 18-8-20 (高炉) II-4-③-1	



# 施工内訳表

バックホウ運転費 (賃料)  
クローラ型山積0.28m3 (クレーン付)

SA740

施工内訳0-0010号表

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ賃料 (クレーン付) 山積0.28m3, 吊能力1.7t	1.60	供用日			T0458
軽油	37.00	L			T0002
運転手 (特殊)	1.00	人			R1400
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=7 クローラ型山積0.28m3 (クレーン付) C=37 燃料消費量 (L)			B=1 特殊運転手 (人) D=1.6 機械賃料 (供用日数)		

# 施工内訳表

♪張りコンクリート工（養生）  
防草コンクリート

S1425

施工内訳0-0011号表

100

m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.09	人			R2500 1
普通作業員	0.31	人			R0200 1
諸雑費	2.00	%			#01
*** 合計 ***	100	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			
A=3 防草コンクリート			B=1	II-4-④-6	

# 施工内訳表

張りコンクリート工 (防草コンクリート)  
バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0)

S1421

施工内訳0-0012号表

1 式 当り

倉津遠見ヶ岡線

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
♪張りコンクリート工 (型枠工) 防草コンクリート	0.20	m <sup>2</sup>			S1423 施工内訳0-0007号表
♪張りコンクリート工 (コンクリート打設) 18-8-20 (高炉) 目地材:有り バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0)	59.40	m <sup>2</sup>			S1424 施工内訳0-0008号表
♪張りコンクリート工 (養生) 防草コンクリート	59.40	m <sup>2</sup>			S1425 施工内訳0-0011号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート D=7 バックホウ (-4.5≦H<-1.0かつW≦2.0) F=59.4 コンクリート打設面積 (m <sup>2</sup> )			B=1 無 (土工で基面整正を計上) E=0.2 型枠面積 (m <sup>2</sup> ) G=70 張りコンクリート平均厚 (mm)		
H=1 18-8-20 (高炉) K=1 II-4-③-1			I=1 有り		

水止工  
路肩部

V0002

# 施工内訳表

施工内訳0-0013号表

10 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し 一般養生, 現場内小運搬無し	0.1	m <sup>3</sup>			SQ102 施工内訳0-0014号表
一般型枠 均しコンクリート	2	m <sup>2</sup>			SQZ104 施工内訳0-0015号表
鉄筋加工・組立(差筋・杭頭処理) D13mm, SD345 10t未満	0.001	t			S8400 施工内訳0-0016号表
*** 合計 ***	10	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

# 施工内訳表

施工内訳0-0014号表

無筋・鉄筋構造物人力打設  
18- 8-40(高炉), 小型車割増無し

SQ102  
一般養生, 現場内小運搬無し

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	0.155	人			R0200 1
特殊作業員	0.079	人			R0100 1
土木一般世話役	0.065	人			R2500 1
生コンクリート 18-8-40 (普通)	1.070	m3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.070	m3			T0900 1
** 代表機労材規格 **	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
《施工パッケージ積算単価》	1.00	m3			E0001
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=4 人力打設(-1≦H≦1) E=2 高炉			B=1 設計日打設量10m3/日未満 D=3 18- 8-40 G=1 小型車割増無し		
H=2 一般養生 L=1 全ての費用			J=2 現場内小運搬無し M=1 II-4-①-4		

一般型枠  
均しコンクリート  
機械構成比：

SQZ104

# 施工内訳表

施工内訳0-0015号表

頁 0 - 0028

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：  
1

m<sup>2</sup> 当り

代表機労材規格	構成比	単 価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
型わく工			型わく工		R3300
普通作業員			普通作業員		R0200
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001

一般型枠  
均しコンクリート  
機械構成比：

SQZ104

# 施工内訳表

施工内訳0-0015号表

頁 0 - 0029

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：  
1

m<sup>2</sup> 当り

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
*** 単位当り計 ***					
A=1 一般型枠 C=1 II-4-②-2			B=5 均しコンクリート		

# 施工内訳表

鉄筋加工・組立 (差筋・杭頭処理)  
D 1 3mm, SD 3 4 5

S8400

施工内訳0-0016号表

1 0 t 未満

1 t 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
鉄筋加工・組立 一般構造物	1.00	t			T8100
異形鉄筋 (SD 3 4 5) D 1 3mm	1.03	t			T0673
*** 単位当り計 ***	1	t			
A=2 異形鉄筋 1 3mm C=8 差筋及び杭頭処理 E=1 トンネル外作業			B=2 SD 3 4 5 D=2 1 0 t 未満 F=1 法面作業でない		
G=1 時間的制約なし I=2 5 0 t 未満 K=1 水替なし又は災害査定			H=1 通常時間帯 J=1 太径鉄筋無し又は、割合 1 0 % 未満 L=1 VI-2-①-1		

水止工  
法面部

V0003

# 施工内訳表

施工内訳0-0017号表

10 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
無筋・鉄筋構造物バックホウ打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し 一般養生	0.1	m <sup>3</sup>			SQ102 施工内訳0-0018号表
一般型枠 均しコンクリート	2.5	m <sup>2</sup>			SQZ104 施工内訳0-0015号表
鉄筋加工・組立(差筋・杭頭処理) D13mm, SD345 10t未満	0.001	t			S8400 施工内訳0-0016号表
*** 合計 ***	10	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

# 施工内訳表

施工内訳0-0018号表

無筋・鉄筋構造物バックホウ打設  
18- 8-40(高炉), 小型車割増無し

SQ102

一般養生

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ賃料 (クレーン付) 山積0.8 m3, 吊能力2.9 t	0.123	日			T0439 1
普通作業員	0.135	人			R0200 1
特殊作業員	0.130	人			R0100 1
土木一般世話役	0.083	人			R2500 1
運転手 (特殊)	0.081	人			R1400 1
生コンクリート 18-8-40 (普通)	1.071	m3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.071	m3			T0900 1
軽油	4.368	L			T0002 1
** 代表機労材規格 **	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
《施工パッケージ積算単価》	1.00	m3			E0001
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=3 バックホウ打設 (-6.5 ≤ H < -1) ※水平距離2m以下 E=2 高炉			B=1 設計日打設量10m3/日未満 D=3 18- 8-40 G=1 小型車割増無し		



# 施工内訳表

張りコンクリート工 (防草コンクリート)  
 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)

S1421

施工内訳0-0019号表

ゼミ佐潟線

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
♪張りコンクリート工 (型枠工) 防草コンクリート	0.10	m <sup>2</sup>			S1423 施工内訳0-0007号表
♪張りコンクリート工 (コンクリート打設) 18-8-20 (高炉) 目地材:有り 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)	16.20	m <sup>2</sup>			S1424 施工内訳0-0020号表
♪張りコンクリート工 (養生) 防草コンクリート	16.20	m <sup>2</sup>			S1425 施工内訳0-0011号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート D=8 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0) F=16.2 コンクリート打設表面積 (m <sup>2</sup> )			B=1 無 (土工で基面整正を計上) E=0.1 型枠面積 (m <sup>2</sup> ) G=70 張りコンクリート平均厚 (mm)		
H=1 18-8-20 (高炉) K=1 II-4-③-1			I=1 有り		

# 施工内訳表

♪張りコンクリート工 (コンクリート打設)

S1424

施工内訳0-0020号表

18-8-20 (高炉) 目地材:有り

人力打設 (-1.0 ≤ H ≤ 1.0かつW ≤ 1.0)

100

m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.00	人			R2500 1
普通作業員	3.20	人			R0200 1
生コン単価 (高炉セメントB) 強度 (18 - 20) スランプ ( 8 cm)	8.47	m <sup>3</sup>			S1401 施工内訳0-0009号表
諸雑費	3.00	%			#01
*** 合計 ***	100	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			
A=3 防草コンクリート C=70 コンクリート平均厚 (mm) E=1 有り			B=8 人力打設 (-1.0 ≤ H ≤ 1.0かつW ≤ 1.0) D=1 18-8-20 (高炉) G=1 II-4-③-1		

# 施工内訳表

張りコンクリート工 (防草コンクリート)  
 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)

S1421

施工内訳0-0021号表

1 式 当り

山下中線

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
♪張りコンクリート工 (型枠工) 防草コンクリート	0.10	m <sup>2</sup>			S1423 施工内訳0-0007号表
♪張りコンクリート工 (コンクリート打設) 18-8-40 (高炉) 目地材:有り 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)	5.20	m <sup>2</sup>			S1424 施工内訳0-0022号表
♪張りコンクリート工 (養生) 防草コンクリート	5.20	m <sup>2</sup>			S1425 施工内訳0-0011号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート D=8 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0) F=5.2 コンクリート打設表面積 (m <sup>2</sup> )			B=1 無 (土工で基面整正を計上) E=0.1 型枠面積 (m <sup>2</sup> ) G=100 張りコンクリート平均厚 (mm)		
H=3 18-8-40 (高炉) K=1 II-4-③-1			I=1 有り		

# 施工内訳表

♪張りコンクリート工 (コンクリート打設)

S1424

施工内訳0-0022号表

18-8-40 (高炉) 目地材:有り

人力打設 (-1.0 ≤ H ≤ 1.0かつW ≤ 1.0)

100

m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.00	人			R2500 1
普通作業員	3.20	人			R0200 1
生コン単価 (高炉セメントB) 強度 (18 - 40) スランプ ( 8 cm)	12.10	m <sup>3</sup>			S1401 施工内訳0-0023号表
諸雑費	3.00	%			#01
*** 合計 ***	100	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			
A=3 防草コンクリート C=100 コンクリート平均厚 (mm) E=1 有り			B=8 人力打設 (-1.0 ≤ H ≤ 1.0かつW ≤ 1.0) D=3 18-8-40 (高炉) G=1 II-4-③-1		



# 施工内訳表

張りコンクリート工 (防草コンクリート)  
 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)

S1421

施工内訳0-0024号表

山下中線

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
♪張りコンクリート工 (型枠工) 防草コンクリート	0.10	m <sup>2</sup>			S1423 施工内訳0-0007号表
♪張りコンクリート工 (コンクリート打設) 18-8-20 (高炉) 目地材:有り 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)	7.80	m <sup>2</sup>			S1424 施工内訳0-0020号表
♪張りコンクリート工 (養生) 防草コンクリート	7.80	m <sup>2</sup>			S1425 施工内訳0-0011号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート D=8 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0) F=7.8 コンクリート打設表面積 (m <sup>2</sup> )			B=1 無 (土工で基面整正を計上) E=0.1 型枠面積 (m <sup>2</sup> ) G=70 張りコンクリート平均厚 (mm)		
H=1 18-8-20 (高炉) K=1 II-4-③-1			I=1 有り		















排水構造物工 蓋版 布設 (新材)  
40を超え170kg/枚以下

S7015

# 施工内訳表

施工内訳0-0032号表

1 枚 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリート・鋼製蓋版 [手間] 40kgを超え170kg/枚以下 時間的制約 無し 昼間単価	1.00	枚			TB481
蓋版単価	1.00	枚			
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	枚			
A=1 設置 (新材) C=2 40を超え170kg/枚以下 E=1 昼間単価 G=1 VI-1-⑥-1			B= 蓋版単価 (円/枚) D=1 一般的な作業 F=1 無し		



# 施工内訳表

殻運搬コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし  
 運搬距離8.0km超10.9km以下, DID無し  
 機械構成比: 労務構成比:

SQZ101  
 機械積込

施工内訳0-0034号表

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:  
 1

m3 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 10 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 10 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む		M1011P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

# 施工内訳表

殻運搬コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし  
 運搬距離8.0km超10.9km以下, DID無し  
 機械構成比: 労務構成比:

SQZ101

機械積込

施工内訳0-0034号表

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価: 1

m3 当り

代表機労材規格		構成比	単 価	代表機労材規格(東京地区)		単価(東京地区)	備 考
A=2	コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし			B=1	機械積込		
C=1	無し			D=44	8.0km超10.9km以下		
E=1	全ての費用			F=1	II-2-25-1		



# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称
X1000	**本工事費**			
Y1271	土工 レベル1			
SQZ012	床掘り 土砂, 上記以外(小規模)	10 m3		A=1, B=5, E=1, F=1 A=土砂, B=上記以外(小規模), E=全ての費用, F=Ⅱ-1-③-4
SQZ016	埋戻し 上記以外(小規模)	1 m3		A=5, B=1, D=1, E=1 A=上記以外(小規模), B=土砂, D=全ての費用, E=Ⅱ-1-③-13
SQZ002	土砂運搬(小規模) 運搬距離5.0km超6.0km以下, DID無し	3 m3		A=2, B=5, C=1, D=1, E=27, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), C=土砂(岩塊・玉石混り土含む), D=無し, E=5.0km超6.0km以下, G=Ⅱ-1-②-13
SQZ002	土砂運搬(小規模) 運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し	2 m3		A=2, B=5, C=1, D=1, E=46, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), C=土砂(岩塊・玉石混り土含む), D=無し, E=10.0km超13.0km以下, G=Ⅱ-1-②-13
SQZ002	土砂運搬(小規模) 運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し	0.3 m3		A=2, B=5, C=1, D=1, E=46, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), C=土砂(岩塊・玉石混り土含む), D=無し, E=10.0km超13.0km以下, G=Ⅱ-1-②-13
SQZ002	土砂運搬(小規模) 運搬距離4.0km超5.0km以下, DID無し	0.4 m3		A=2, B=5, C=1, D=1, E=23, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), C=土砂(岩塊・玉石混り土含む), D=無し, E=4.0km超5.0km以下, G=Ⅱ-1-②-13
Y1145	コンクリート工 レベル1			
S1421	張りコンクリート工(防草コンクリート) バックホウ (-4.5≤H<-1.0かつW≤2.0)	1 式		A=3, B=1, D=7, E=0.2, F=112, G=70, H=1, I=1, K=1 A=防草コンクリート, B=無(土工で基面整正を計上), D=バックホウ(-4.5≤H<-1.0かつW≤2.0), E=型枠面積(m <sup>2</sup> ), F=コンクリート打設表面積(m <sup>2</sup> ), G=張りコンクリート平均厚(mm), H=18-8-20(高炉), I=有り, K=Ⅱ-4-③-1
S1421	張りコンクリート工(防草コンクリート) バックホウ (-4.5≤H<-1.0かつW≤2.0)	1 式		A=3, B=1, D=7, E=0.2, F=59.4, G=70, H=1, I=1, K=1 A=防草コンクリート, B=無(土工で基面整正を計上), D=バックホウ(-4.5≤H<-1.0かつW≤2.0), E=型枠面積(m <sup>2</sup> ), F=コンクリート打設表面積(m <sup>2</sup> ), G=張りコンクリート平均厚(mm), H=18-8-20

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称 値 称
				0 (高炉), I=有り, K=II-4-③-1
V0002	水止工 路肩部	20 m		
V0003	水止工 法面部	18 m		
S1421	張りコンクリート工 (防草コンクリート) 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)	1 式		A=3, B=1, D=8, E=0.1, F=16.2, G=70, H=1, I=1, K=1 A=防草コンクリート, B=無 (土工で基面整正を計上), D=人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0), E=型枠面積 (㎡), F=コンクリート打設 表面積 (㎡), G=張りコンクリート平均厚 (mm), H=18-8-20 (高炉), I=有り, K=II-4-③-1
S1421	張りコンクリート工 (防草コンクリート) 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)	1 式		A=3, B=1, D=8, E=0.1, F=5.2, G=100, H=3, I=1, K=1 A=防草コンクリート, B=無 (土工で基面整正を計上), D=人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0), E=型枠面積 (㎡), F=コンクリート打設 表面積 (㎡), G=張りコンクリート平均厚 (mm), H=18-8-40 (高炉), I=有り, K=II-4-③-1
S1421	張りコンクリート工 (防草コンクリート) 人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0)	1 式		A=3, B=1, D=8, E=0.1, F=7.8, G=70, H=1, I=1, K=1 A=防草コンクリート, B=無 (土工で基面整正を計上), D=人力打設 (-1.0≦H≦1.0かつW≦1.0), E=型枠面積 (㎡), F=コンクリート打設 表面積 (㎡), G=張りコンクリート平均厚 (mm), H=18-8-20 (高炉), I=有り, K=II-4-③-1
Y1140	交通安全施設工 レベル1			
S8405	ガードレール設置工 (土中建込) GR-C-4E	52 m		A=3, B=1, C=2, D=1, E=1, F=1, G=1, H=1, I=1 A=GR-C-4E, B=塗装仕上げ, C=50m以上100m未満, D=標 準の場合, E=標準の場合, F=標準の場合, G=加算なし, H=加算なし, I= VI-2-③-1
V0004	ガードレール撤去・再設置 レール部	1 m		
S8522	車線分離標 (ラバーポール) 設置工 着脱式 (穿孔式・3本脚)	9 本		A=2, B=3, C=3, D=1, E=1, F=1 A=着脱式 (穿孔式・3本脚), B=本体径φ80mm 高さ800mm, C =10本未満, D=制限しない場合, E=夜間作業しない場合, F=VI-2-⑨ -1

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称 値 称
Y1055	仮設工 レベル1			
S2580	交通誘導警備員B 配置人数（交代要員除く）：2人	2 日		A=2, B=2, C=0, D=1 A=交通誘導警備員B, B=配置人数（交替要員除く）[人/日], C=交替要員[人/日], D=Ⅱ-5-21-1
Y1154	雑工 レベル1			
V0001	鋼製蓋版設置	1 式		
S7031	構造物とりこわし工 鉄筋構造物 機械施工	0.1 m3		A=2, B=1, C=1, D=1, E=1, F=1 A=鉄筋構造物, B=機械施工, C=不要, D=昼間単価, E=無し, F=Ⅵ-1-④-1
SQZ101	殻運搬コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 運搬距離8.0km超10.9km以下, DID無し	0.1 m3		A=2, B=1, C=1, D=44, E=1, F=1 A=コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし, B=機械積込, C=無し, D=8.0km超10.9km以下, E=全ての費用, F=Ⅱ-2-25-1
#0042	* 処分費（直工内） *			
S9910	産業廃棄物受入料 コンクリート塊（有筋）	0.1 m3		A=4, B=1, C= A=コンクリート塊（有筋）, B=m3当り, C=受入料金（円/単位）
F9001	建設発生土受入料 （有）明和運輸（川平）	3 m3		
F9002	建設発生土受入料 （株）西園機動建設	2 m3		
G0000	** 直接工事費 **			
Z0050	共通仮設費（率分）			
G1000	** 共通仮設費計 **			
G2000	** 純工事費 **			
Z0020	現場管理費			
G2900	** 現場管理費計 **			





# 機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1004P	191		0.4570	供用日	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
2	M1011P	191		0.0040	供用日	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
3	M3606P	193		0.0500	供用日	タンパ及びランマ	路盤用・舗装用機械等
4	MB425P	190		0.5400	供用日	バックホウ (クローラ型) [後方超小旋回]	掘削・積込機械等
5	R0100	202		1.9546	人	特殊作業員	労務単価
6	R0200	202		5.6246	人	普通作業員	労務単価
7	R1400	202		1.8600	人	運転手 (特殊)	労務単価
8	R1500	202		0.4110	人	運転手 (一般)	労務単価
9	R2500	202		1.6440	人	土木一般世話役	労務単価
10	R2580	202		4.0000	人	交通誘導警備員B	労務単価
11	R3300	202		0.9102	人	型わく工	労務単価
12	T0001	221		0.2200	L	ガソリン	3-1 燃料類
13	T0002	221		82.5233	L	軽油	3-1 燃料類
14	T0439	382		0.0221	日	バックホウ賃料 (クレーン付)	建設機械賃料
15	T0458	382		2.4407	日	バックホウ賃料 (クレーン付)	建設機械賃料
16	T0673	246		0.0039	t	異形鉄筋 (SD345)	7-1 鉄筋
17	T0900	214		17.5864	m <sup>3</sup>	高炉Bセメント補正	1-2 生コン補正
18	T0921	215		16.5504	m <sup>3</sup>	生コンクリート	1-3 生コンクリート
19	T0922	215		1.0360	m <sup>3</sup>	生コンクリート	1-3 生コンクリート
20	T8100	320		0.0038	t	鉄筋加工・組立	市場単価 (1)鉄筋工 (土木)
21	TB481	402		2.0000	枚	コンクリート・鋼製蓋版 [手間]	土木工事標準単価 (3)排水構造物工
22	TC211	405		0.1000	m <sup>3</sup>	構造物とりこわし工 鉄筋構造物 [手間]	土木工事標準単価 (6)構造物とりこわし工



単価直接入力一覧

公共単価(令和 年 月 日)

品名	単位	単価

価格刊行物

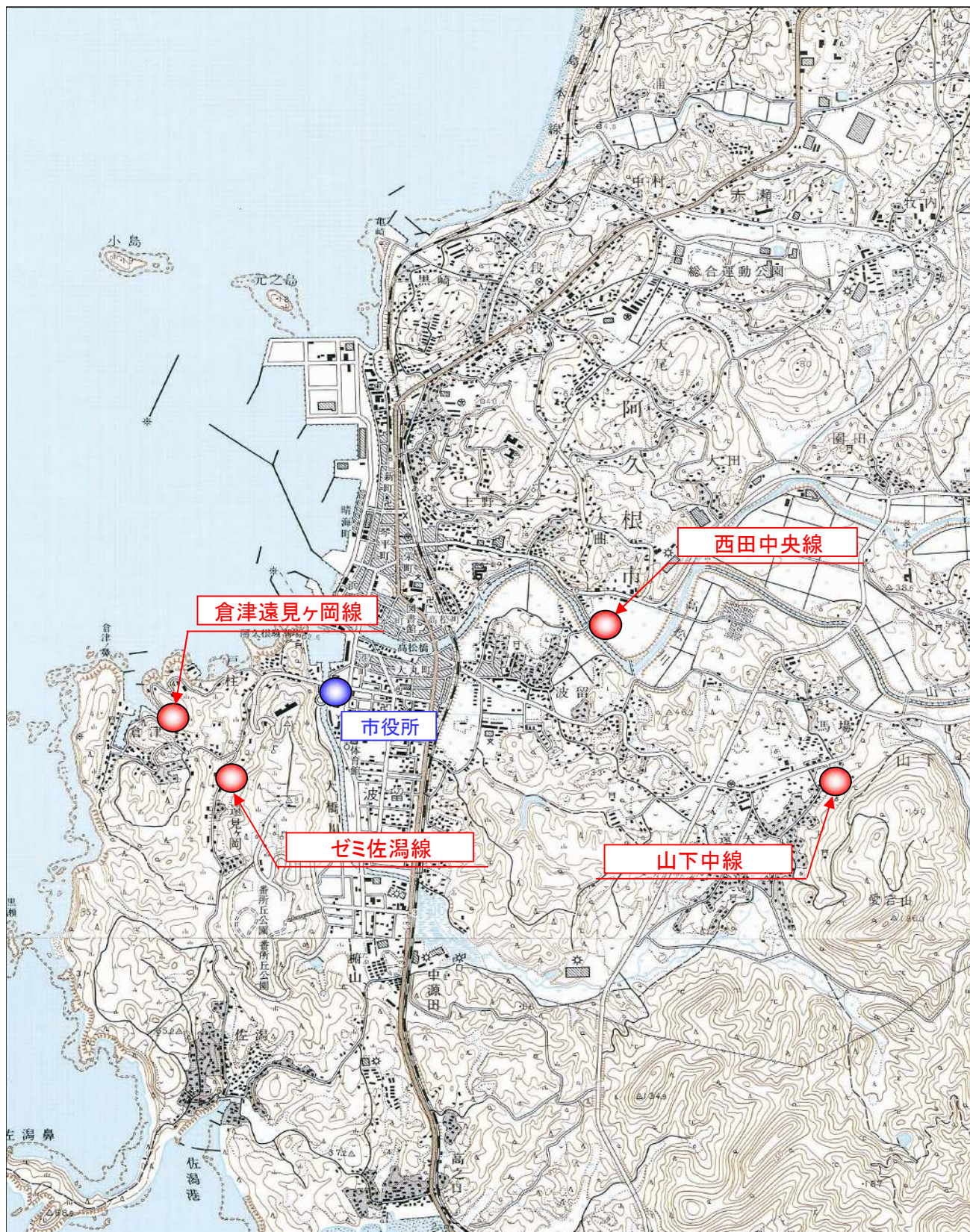
品名	単位	建設物価 (月)	積算資料 (月)	平均単価	採用単価

歩掛見積り


見積り

品名	単位				平均単価	採用単価
1000*1000用グレーチング 本体 T-20 (2枚割り)	組					129,000

令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事  
位置図 S=1:25,000



# 特記仕様書

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名：令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線  
道路改修工事
- (2) 工事場所：阿久根市 波留・山下 地内
- (3) 工期：125日間

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要項、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」とする。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書
- (2) 土木工事施工管理基準
- (3) 土木請負工事必携
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) 建設副産物摘要処理推進要綱
- (6) 土木工事安全施工技術指針
- (7) その他関係要項、指針及び示方書等

第3条 この工事の契約数量は、設計図書のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議の上、契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

~~第4条 契約の保証は、当初設計金額が500万円を超える場合、金銭的補償を要す。~~

~~—(前払金)—~~

~~第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。~~

~~なお、当初設計において前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。~~

~~—(工事カルテ作成・登録)—~~

~~第6条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更及び完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、完成時は工事完成後10日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。~~

~~変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。~~

~~登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。~~

（技術者）

第7条 請負者は、測量・調査・施工管理及び検査のために専属して経験のある技術者を常に配置し、監督職員の指示に応じなければならない。

（監理技術者）

第8条 本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者とする。なお、平成16年2月29日以前に監理技術者証を交付された者は対象外とする。

（監理技術者等の選任を要しない期間）

第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

(配置技術者等の途中交代)

第 10 条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

・ 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

2 前 1 項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第 11 条 現場代理人は現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第 10 条第 3 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

(2) 工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間。

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内でほかの同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営及び取締りを行うことができるものとする。

(4) 前 3 号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続及び後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。

2 発注者への報告

前 1 項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐を不要とし、外の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合せ簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(現場代理人の兼任)

第 12 条 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

## 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

## 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等）

第13条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請け工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

(施工体系図の作成等)

第14条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の(1)から(4)の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度変更に関する事項について作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- (4) その他監督職員が記載を指示した業務等

(工事の施工)

第15条 工事着手にあたっては、地元区長及び近隣住民への周知を徹底すること。  
2 着工前測量を実施し、その結果を報告するとともに設計図書と相違があった場合は監督員と協議すること。

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

(管内（県内）建設業者の優先使用)

第17条 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有するものを使用するよう努めることとする。

- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等付活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(県産資材の優先使用)

第18条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の湯無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
-----------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

—(現場発生品)—

第19条 ~~下記現場発生品については、監督職員に確認の上、搬入場所へ搬入又はスクラップを行うものとする。~~

資材名	規格	数量	搬入場所

—(支給品)—

第20条 ~~下記現場支給品については、監督職員に確認の上、保管場所から搬入場所へ搬入を行うものとする。~~

資材名	規格	数量	保管場所

(特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

第21条 ~~本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。~~

—(1) 分別解体等の方法（参考）—

上程ごとの作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	土工	土工 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
無筋コンクリート	—	—	—
鉄筋コンクリート	ツカサ	阿久根市鶴川内	8.6 km
アスファルト	—	—	—

※ 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

(建設副産物の処理)

第 22 条 建設工事の施工により発生する指定副産物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、汚泥（建設発生土は除く。）等。）のうち、処分の指定のない無筋コンクリート殻については、30 cm以下に小割し、盛土区間等で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受入条件等を確認し、発注者に報告するものとする。なお、積算に際しては、前条第 1 項第 2 号に示す条件により積算している。

2 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職

員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 処分状況等の記録（再生資源利用促進実施書及びマニフェスト（E票）の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を完成書類に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者から返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者から返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

4 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

#### ~~5 再生資材の利用~~

~~受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。~~

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒	＝
再生砕石	RC-40	＝

~~なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。~~

6 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。さらに、利用状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

7 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

#### （産業廃棄物税）

第23条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

#### （建設発生土の処理）

##### 第24条 建設発生土の処理（指定処分）

- 1) 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。  
運搬距離：5.9km、搬先：(有)明和運輸（出水市野田町上名）  
運搬距離：11.3km、搬出：(株)西園機動建設（出水市野田町下名）  
運搬距離：11.0km、搬出：(株)西園機動建設（出水市野田町下名）
- 2) 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 3) 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 4) 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(過積載等の防止)

第 25 条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (4) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第 1 号から第 6 号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

(交通誘導員)

第 26 条 本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る 1、2 級検定合格警備員、又は交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに 1 名以上は 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置すること。なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。また、請負者は上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資格	資格条件
交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員 2 級検定合格警備員	改正警備業法 (H17. 11. 21 施工) における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育 (警備法第二条第一項第二号の警備業務) を現に受けている者

(工事の施工)

第 27 条 本工事の施工にあたっての施工条件は図面や数量表を基にし、施工計画書の作成及び工事施工時において十分留意するものとする。なお、明示されている施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に派生した施工条件についても、甲乙協議の上契約変更の対象とする。

(標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第 3 次基準値の建設機械の工種)

第 28 条 機械掘削におけるバックホウの機械経費（損料）の積算に関しては、第 3 次基準値により算出している。なお、受注者が第 2 次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。

(床掘及び切土)

第 29 条 切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。

2 監督職員の承認を受けず切りすぎた土量の増については変更契約の対象としない。

(盛土及び埋戻)

第 30 条 盛土は常に型下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。

2 盛土施工中は常に雨水等による土砂流出を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。

3 埋戻前に漏水等ある場合は、必ず排水した後に埋戻をしなければならない。

(コンクリート工)

第 31 条 コンクリートの品質は下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメント B 種	18N/mm <sup>2</sup>	8±2.5 cm	20・40 mm	張りコンクリート、コンクリート工

第 32 条 レディミクストコンクリートの工場は原則として J I S マーク表示許可工場を選定する。

第 33 条 現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備及び品質管理状態を考慮して選定し監督職員に報告すること。

第 34 条 レディミクストコンクリートを使用するときは使用に先立ち試験練りを行いその結果を報告しなければならない。なお第 31 条に示すもの以外のものを使用する場合は監督職員の承諾を得ること。

第 35 条 コンクリート構造物については打設計画を作成し 1 日毎の打設計画管理を行うこと。

~~（セメントモルタル、コンクリート吹付工）~~

~~第36条 請負者は、セメントモルタル等の吹付けにあたっては、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。~~

~~2 請負者は、吹付面が岩盤の場合には、ごみ、泥土及び浮石等の吹付材の付着に害となるものは除去しなければならない。吹付面が給水性の場合は、事前に給水させなければならない。また、吹付面が土砂の場合は、吹付厚により土砂が散乱しないように打ち固めなければならない。~~

~~3 請負者は、吹付の施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には施工方法について事前に監督職員と協議しなければならない。~~

~~4 請負者は、補強用金網の設置にあたっては、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付等により移動しないように法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は10 cm以上重ねなければならない。~~

~~5 請負者は、吹付けにあたっては法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部から順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けてはならない。~~

~~6 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工し、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去し、清掃し、かつ湿らせてから吹付けなければならない。~~

~~7 請負者は、吹付仕上げ面及び吹付端部の施工に際しては、速度を遅くして仕上げなければならない。表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はセメントモルタル等が付着するように仕上げなければならない。~~

~~8 請負者は、吹付けに際しては、外の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は速やかに取除いて不良箇所が生じないように施工しなければならない。~~

~~9 請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。~~

~~10 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔を設計図書によるほか監督職員の指示により施工しなければならない。~~

~~11 請負者は、法肩の吹付けにあたっては、地山に巻き込んで施工しなければならない。~~

~~12 請負者は、2 m<sup>2</sup>に1か所程度の割合で水抜きパイプ（VP50）を取付けなければならない。~~

~~13 コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工等の吹付モルタルの配合は以下のとおりとする。~~

	W/C	C:S:G	C:S

~~—(舗装工)—~~

~~第 37 条 表層工~~

~~混合物敷均し後の締固めは振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

~~第 38 条 路盤工~~

~~材料まき出し後の締固めは車道部を振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

~~第 39 条 その他~~

~~舗装工は「アスファルト舗装工事共通仕様書」によるものとする。管理基準は「土木工事施工管理基準のアスファルト舗装（簡易舗装）」による。~~

~~—(排水工)—~~

~~第 40 条 排水工の基礎工は切込砕石（再生材 40 mm以下）の再生材を使用してタンパーにて十分転圧すること。~~

~~—(環境保全型ブロック積)—~~

~~第 41 条 環境保全型ブロック積の施工にあたっては、多自然型川づくりを念頭に現況を改変することなく良好な瀬淵環境を保全し、又は創出すること。~~

~~2 土工により河床を真っ平らに仕上げない。また、埋戻等により水際部を固めない。~~

~~3 水際には発生材により寄せ石及び寄せ土を行い、水生生物の住処づくりと植生回復を図ること。~~

~~4 周辺環境と調和したブロックを選定し、明度、彩度を抑えテクスチャーを持たせること。~~

(支障物件)

第 42 条 着工前測量により嵩上げ切下げ等が必要なマンホール等があった際は、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

(工事縮減期間)

第 43 条 下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占有企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第請負者に通知するものとする。

中止する行事等	中止開始（予定）	中止終了（予定）
ゴールデンウィーク	<del>令和8年4月29日（水）</del>	<del>令和8年5月6日（水）</del>
お盆	令和8年8月8日（土）	令和8年8月16日（日）
年末年始	令和8年12月29日（火）	令和9年1月3日（日）

（安全管理）

第44条 工事施設の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。

第45条 労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。また、労働安全衛生規則「第二編第一二章土石流による危険の防止」の規定を遵守し施工計画書に明記すること。

第46条 道路法、道路交通法及び同法施工規則等を遵守し安全対策に努めること。

第47条 交通管理については道路標識板、バリケード、工事灯及び交通整理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業計画、交通事故の絶無を期さなければならない。

2 看板は原則として、信号機の下に1か所、信号機より30m程度手前に1か所設置することとし、現場の状況等十分留意のうえ交通安全上必要な措置は講じること。

（書類提出）

第48条 下記に示すものは必ず現場代理人か現場監督員が持参のうえ提出するものとし、監督職員の承認を得ること。

(1) 工事契約30日以内

ア 請負工事契約約款第4条による横線式の工程表

イ 工事施工計画書

工事施工計画書については鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」に準じて作成し、必ず工事概要、工事内容、工事工程、現場組織、主要機械計画、主要材料、施工方法、測量計画管理、品質管理、出来高管理、写真管理、安全管理、仮設計画及び実施工程表を分かりやすく書きまとめるものとする。

(2) 生コンクリート打設前

生コンクリート使用承認及び配合報告書を提出する。

(3) アスファルト舗設前

アスファルト舗設前においては「基準密度承認願」にて承認を得ること。ただし、同時にマーシャル試験における「配合の承認」「使用骨材の承認」「瀝青材等の品質証明書」等を提出すること。

(4) 特記仕様書に指定していない二次製品の使用前  
積ブロック、トラフ等特記仕様書に指定のない場合は必ず使用前に「材料使用の承認」と併せて「配合報告書」「品質証明書」を提出して承認を得ること。

(5) 工事の出来高報告書（工事月報）  
毎月末日現在の出来高を作成して毎月2日までに提出すること。

(6) 完成検査前

ア 完成届

イ 提出書類

提出書類については写真整理、出来高管理及び品質管理を「土木工事施工管理基準」に従って順序良く製本しインデックス等を取付けること。特に写真整理については「土木工事施工管理基準」の写真管理基準によって撮影製本するものとする。

ウ 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和4年1月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品  
ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(7) 検査後

検査写真には検査時における写真の代表的なものを添付する。また、併せて検査における破壊確認の写真、補修完了の写真を対比して添付すること。

（安全管理活動の実施状況報告）

第49条 安全管理活動については、実施状況等を毎月工事月報と併せて2日までに報告すること。

- (1) 現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て実施。
- (2) 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、月当たり1回以上活動。
- (3) 店社パトロールを月当たり1回以上実施。
- (4) 安全巡視、TBM、KY等の実施。
- (5) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項についての改善措置。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第50条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。

3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、阿久根市ホームページから取得できる。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第51条 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(工事等の施工にあたって要する物品等の調達)

第52条 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。

2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り市内業者から購入すること。

~~—(工事等における遠隔臨場試行の推進にかかる運用)—~~

~~第53条 本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。~~

~~遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。~~

~~—遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。~~

~~—なお、遠隔臨場の取り組みを行った場合は、必要となる費用を以下の(1)から(4)により設計変更で計上することとする。~~

~~(1) 遠隔臨場に必要な費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することとし、全ての諸経費の対象としない。~~

~~(2) 遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。~~

~~(3) 遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上する。~~

~~※ 耐用年数例~~

~~タブレット、カメラ、アプリケーションソフト等：5年~~

~~Wi-Fi ルーター等通信機類：10年~~

~~—(4) 情報共有システム（ASP方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上する。—~~

（「週休2日」施行工事）

第54条 本工事は週休2日試行工事の対象工事であり、受注者が希望する場合は、阿久根市「週休2日試行工事」実施要領（令和7年8月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

（工期）

第55条 本工事の工期は125日間を予定している。

~~—(工事現場の現場環境改善)—~~

~~第56条 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。—~~

~~2 現場環境改善については、別表1の内容のうち、則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。—~~

~~3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。—~~

~~4 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。—~~

~~5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。—~~

~~6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。—~~

~~—(快適トイレの設置)—~~

~~第57条 本工事は、阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。快適トイレを設置する場合は、『阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。—~~

~~なお、試行要領は阿久根市ホームページから取得できる。—~~

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第58条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入にあたっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの生息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、生息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

[別表－1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備 関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化, 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化, 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献

[別表－2]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇, 完成予想図, 工法説明図, 工事工程表 パンフレット・工法説明ビデオ	100% (箇所)
デザイン工事看板	10% (／月)
ライトアップ施設	8% (／月)
電光式標識	4% (／月)
備品類	2% (／月)

- (注) 1 上表は工事場所, 工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。  
 2 類似品は, 上表損耗率を準用できる。  
 3 一工事において, 損耗率が100%を超える場合は, 上限値は100%とする。  
 4 設置月数は, 工程から求めるものとし, 0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。  
 ただし, 15日未満は0.5ヶ月とする。

## 【別添】

### ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

#### 1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

#### 2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

#### 3 やむを得ず、土及び樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・燻蒸処理後に搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去及び目視除去後搬出する。

#### 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業耕作機械の措置

付着土壌の除去及び薬剤処理後搬出する。

#### 5 未発生地区での措置

発生地区からの土及び樹木等の搬入や農・林業耕作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

#### ※ 奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）

H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H16：鹿児島市

H17：指宿市

H22：出水市、南さつま市

H25：霧島市、阿久根市

H26：鹿屋市、姶良市

H29：長島町

R 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 6：大崎町

R 7：志布志市





## 工 事 打 合 簿

発 議 者	発注者 請負者	発 議 年 月 日	令 和 年 月 日
発 議 事 項	指示 協議 通知 承諾 提出 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工 事 名			請 負 者 名
(内 容)			
添付図 葉, その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について	指示 承諾 協議 通知 受理 します。 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 その他 ( )
		[ 監督職員 ]	令和 年 月 日
	請負者	上記について	了解 協議 提出 報告 届出 します。 その他 ( )
		[ 現場代理人 ]	令和 年 月 日

総 括 監督員	監 督 員

現 場 代理人	主 任 技 術 者

契約担当者 殿

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。  
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	ㄵ
	①-③	km	ㄵ
	②-③	km	ㄵ

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）

○兼任する他の工事について、兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

# 現場環境改善 実施（変更）計画書

工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事（〇〇工区）

## ①率計上分

項目	現場環境改善費 を含んだ額 A	共通仮設費 計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
記入例							
購入品	A 100,000	B 60,000	A-B 40,000	D 50%	N 1	M 1	C+D×N×M 20,000
リース品	A 200,000	B 120,000	A-B 80,000	-	N 1	M 1	C×N×M 80,000
小計							100,000
仮設備関係			0				0
小計							0
宮帳関係			0				0
小計							0
安全関係			0				0
小計							0
地域連携			0				0
小計							0
合計							0

## ②積上げ計上分

項目	金額
その他 積上げ費用	
小計	
	0

## ③積上げ計上分（熱中症対策・防寒対策）

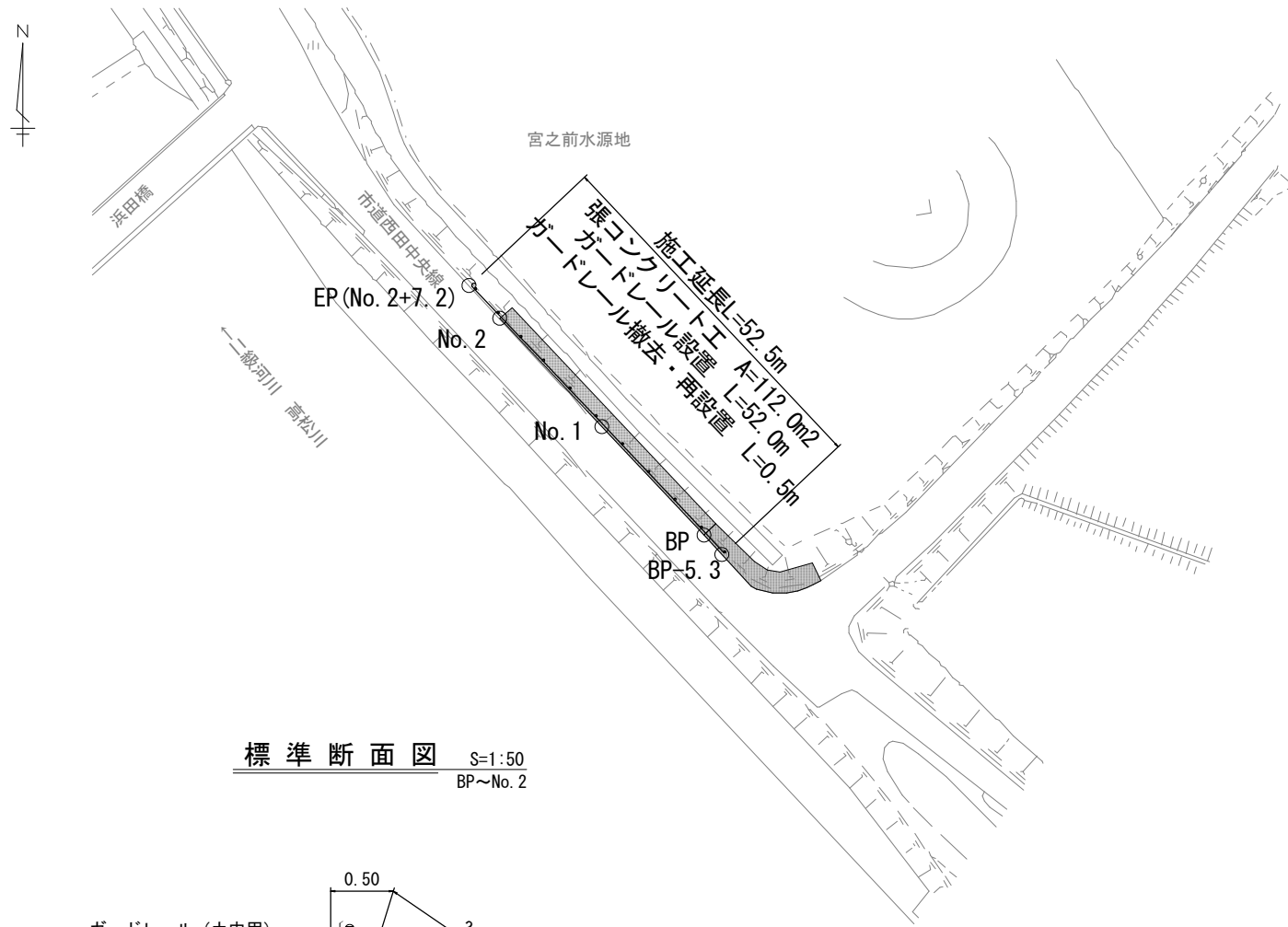
項目	金額
熱中症対策・防寒対策に関する費用	
小計	
	0
上限額 （現場環境改善費（率分）の50%）	
計上額	0

注：③積上げ計上（熱中症対策）を実施する場合は、別途発注者と協議すること。

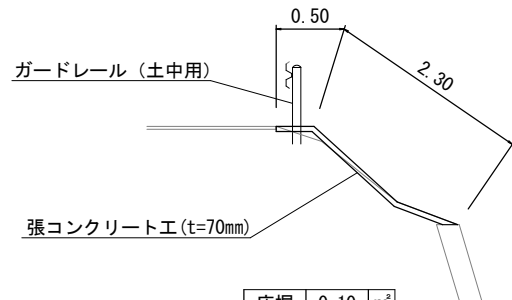
合計	0
----	---

# 令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事

平面図 S=1:500  
(市道西田中央線)



標準断面図 S=1:50  
BP~No. 2

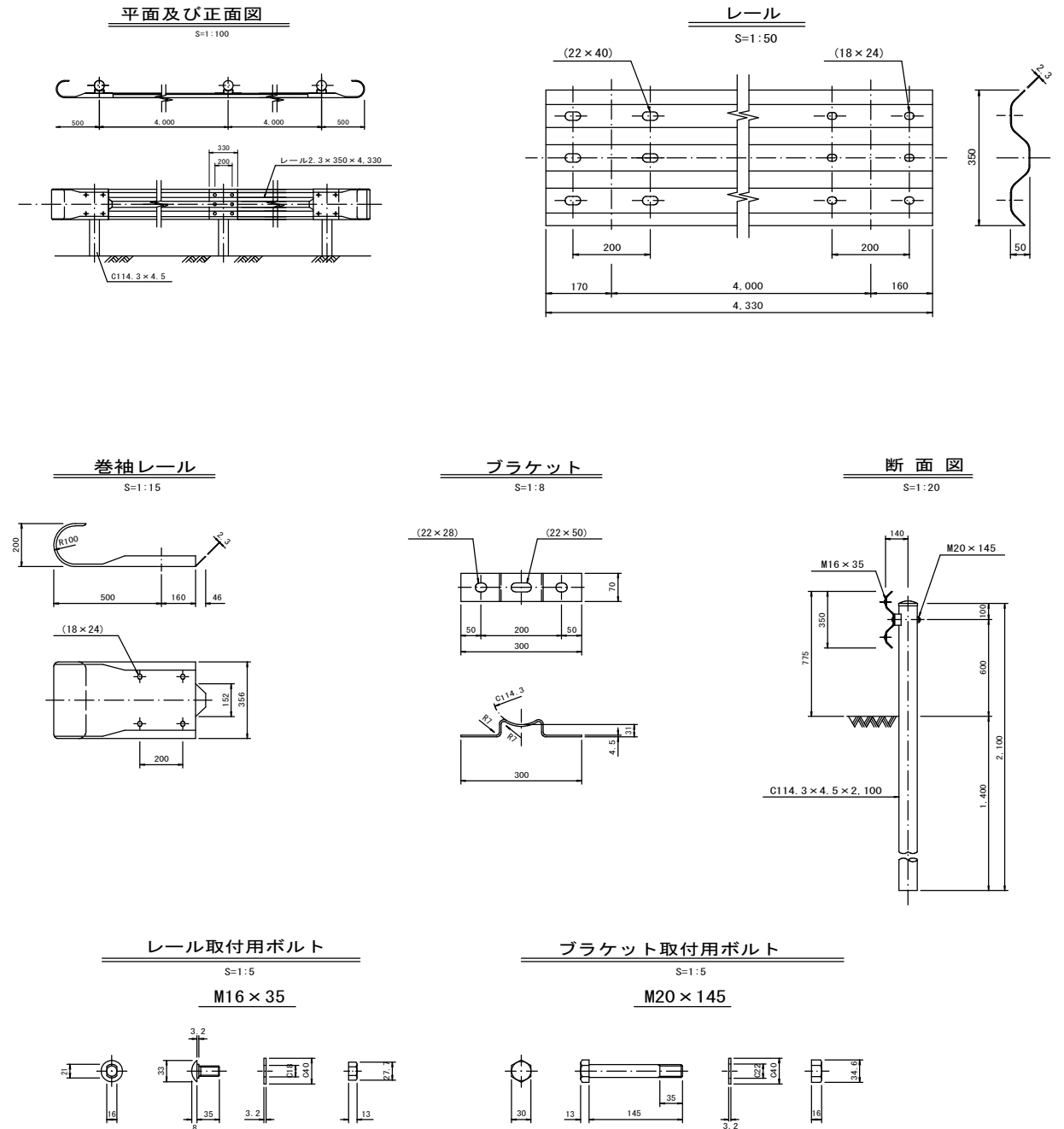


床掘	0.10	m <sup>3</sup>
埋戻	0.02	m <sup>3</sup>

数量表

種別	規格	計算式	数量	単位
張コンクリート工	18-8-20 (t=70mm)	目地材あり (10mに1か所) (型枠: (0.50+2.30) × 0.07=0.19m <sup>2</sup> ) A= (0.50+2.30) × 40.0=112.00m <sup>2</sup> (目地材: (0.50+2.30) × 0.07 × 4=0.78m <sup>2</sup> )	1.0	式
ガードレール設置	土中用 (Gr-C-4E)	L=52.00m	52.0	m
ガードレール撤去・再設置	レール部 (袖部)	L=0.50m	0.5	m
床掘		V=0.10 × 40.00=4.00m <sup>3</sup>	4.0	m <sup>3</sup>
埋戻		V=0.02 × 40.00=0.80m <sup>3</sup>	0.8	m <sup>3</sup>
残土運搬・処分		V=4.00-0.80/0.9=3.11m <sup>3</sup>	3.1	m <sup>3</sup>

ガードレール (Gr-C-4E)  
BP-5.3~No. 2+7.2

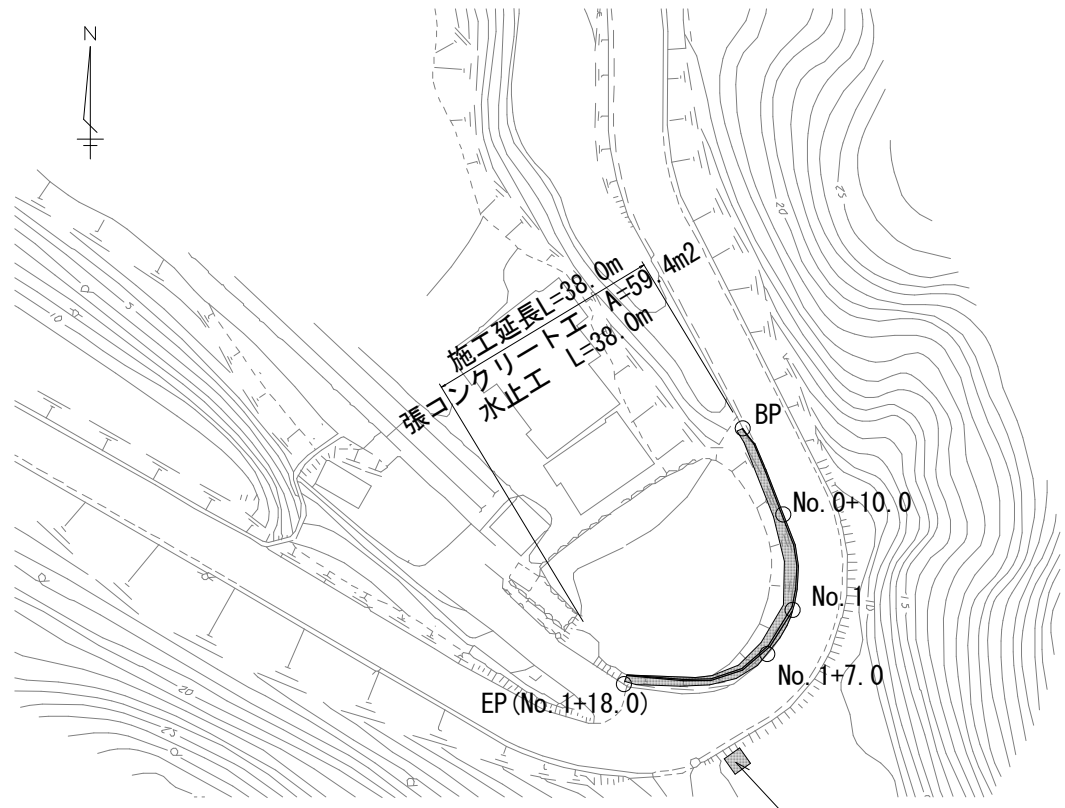


実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事
路線名	市道 西田中央線
工事場所	阿久根市 波留 地内
図面種類	平面図・標準断面図・構造図
縮尺	各図参照
図面番号	全 3 葉 第 1 号

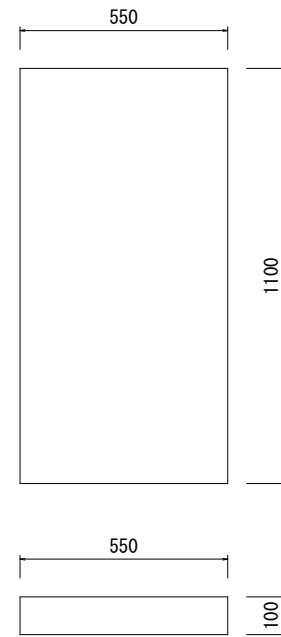
# 令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事

平面図 S=1:500  
(市道倉津遠見ヶ岡線)

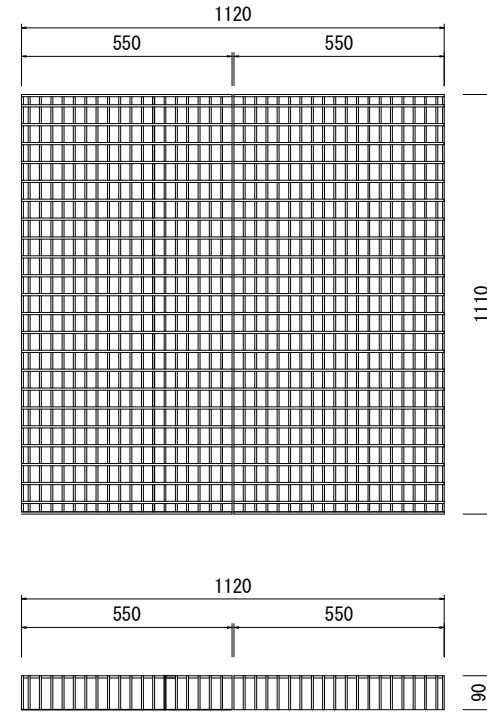


柵蓋設置 N=1ヶ所  
鋼製蓋版設置 N=1組  
構造物取壊し V=0.06m<sup>3</sup>

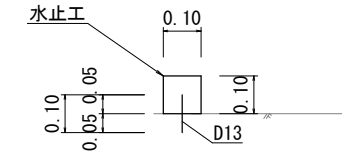
構造物取壊し S=1:10  
(既設蓋版撤去)



鋼製柵蓋 S=1:10  
(参考図)



水止工(路肩部) S=1:10  
(参考図)

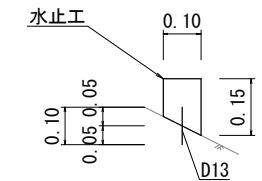


水止工 数量表 10m当たり

種別	摘要	計算式	単位	数量
コンクリート	18-8-40	$0.10 \times 0.10 \times 10.00 = 0.10$	m <sup>3</sup>	0.1
型枠	無筋構造物	$0.10 \times 10.00 \times 2 = 2.00$	m <sup>2</sup>	2.0
鉄筋	D13	$W = 0.10 \times 0.995 \times 10 = 0.995\text{kg}$	kg	0.9

※ 差筋は1mに1か所程度を想定

水止工(法面部) S=1:10  
(参考図)

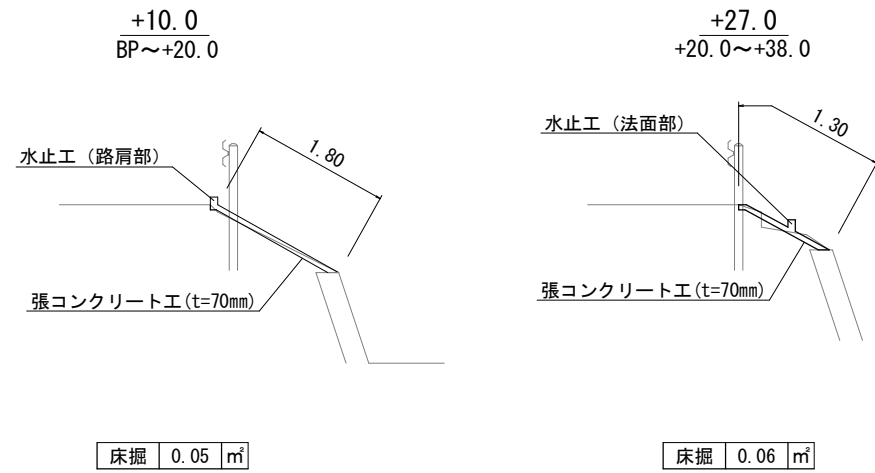


水止工 数量表 10m当たり

種別	摘要	計算式	単位	数量
コンクリート	18-8-40	$(0.10 + 0.15) / 2 \times 0.10 \times 10.00 = 0.12$	m <sup>3</sup>	0.1
型枠	無筋構造物	$(0.10 + 0.15) \times 10.00 = 2.50$	m <sup>2</sup>	2.5
鉄筋	D13	$W = 0.10 \times 0.995 \times 10 = 0.995\text{kg}$	kg	0.9

※ 差筋は1mに1か所程度を想定

標準断面図 S=1:50



数量表

種別	規格	計算式	数量	単位
張コンクリート工	18-8-20 (t=70mm)	目地材あり (10mに1か所) (型枠: $(1.80+1.30) \times 0.07 = 0.21\text{m}^2$ ) $A = 1.80 \times 20.00 + 1.30 \times 18.00 = 59.40\text{m}^2$ (目地材: $(1.80 \times 2 + 1.30) \times 0.07 = 0.34\text{m}^2$ )	1.0	式
水止工		$L = (\text{路肩部}) 20.00 + (\text{法面部}) 18.00 = 38.00\text{m}$	38.0	m
床掘		$V = 0.05 \times 20.00 + 0.06 \times 18.00 = 2.08\text{m}^3$	2.0	m <sup>3</sup>
鋼製柵蓋設置	N=1式 (2枚割り) 173.3kg 1000×1000用グレーチング T-20		1.0	式
構造物取壊し	有筋Co	$V = 0.55 \times 1.10 \times 0.10 = 0.06\text{m}^3$	0.06	m <sup>3</sup>
残土運搬・処分		$V = 0.05 \times 20.00 + 0.06 \times 18.00 = 2.08\text{m}^3$	2.0	m <sup>3</sup>
殻運搬・処分	有筋Co	$V = 0.55 \times 1.10 \times 0.10 = 0.06\text{m}^3$	0.06	m <sup>3</sup>

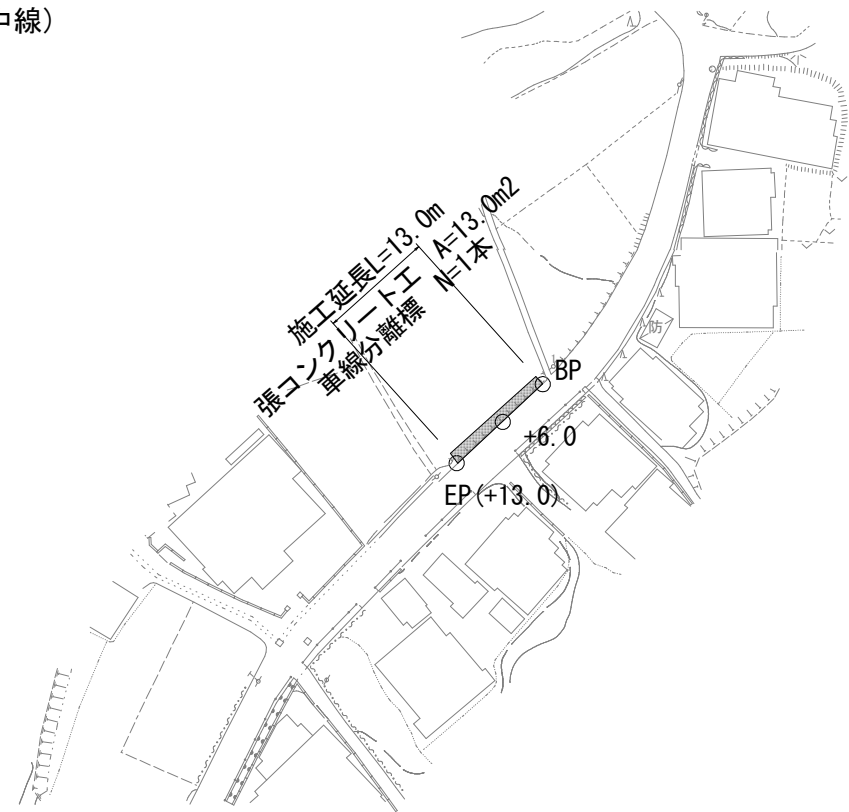
※水止工の設置箇所は監督員と協議すること

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事
路線名	市道 倉津遠見ヶ岡線
工事場所	阿久根市 波留 地内
図面種類	平面図・標準断面図・構造図
縮尺	各図参照
図面番号	全 3 葉 第 2 号

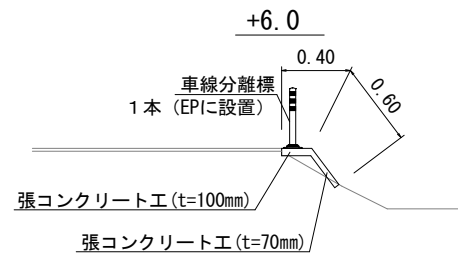
# 令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事

平面図 S=1:500  
(市道山下中線)



標準断面図 S=1:50

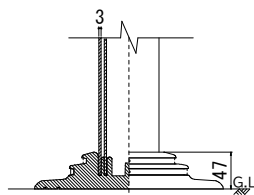
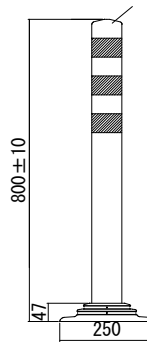
車線分離標



床掘	0.01	m³
埋戻	0.04	m³

側面図 S=1:10

ベース部 (設置図) S=1:5



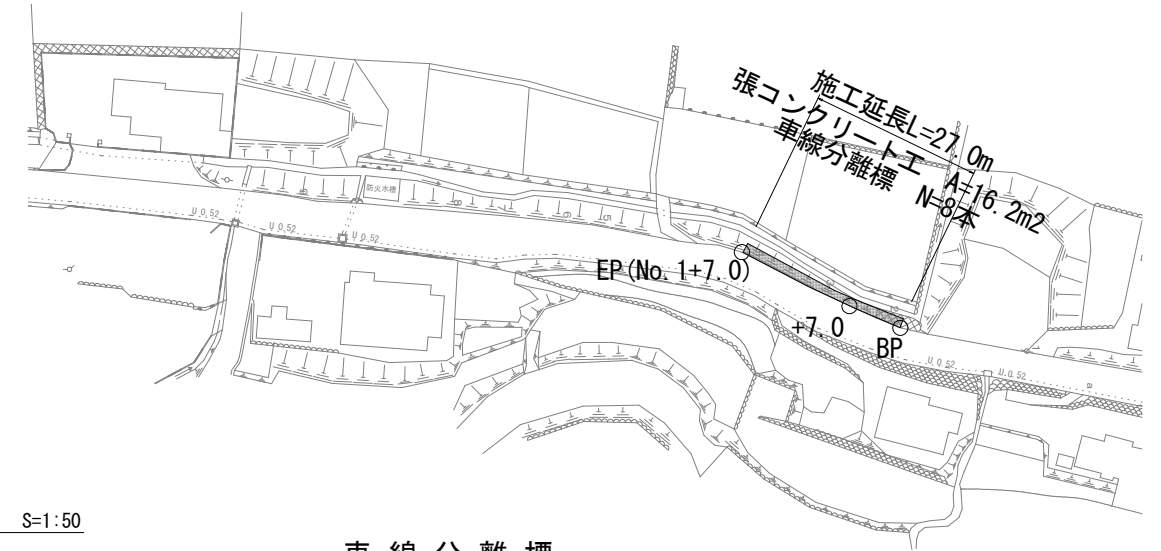
数量表

1式当り

種別	規格	計算式	数量	単位
張コンクリート工	18-8-40 (t=100mm)	目地材あり (10mに1か所) (型枠: 0.40×0.10×2=0.08m³) A=0.40×13.00=5.20m² (目地材: 0.40×0.10=0.04m²)	1.0	式
	18-8-20 (t=70mm)	目地材あり (10mに1か所) (型枠: 0.60×0.07×2=0.08m³) A=0.60×13.00=7.80m² (目地材: 0.60×0.07=0.04m²)	1.0	式
車線分離標	着脱式(3本脚) H=800mm N=1本		1.0	本
床掘		V=0.01×13.0=0.13m³	0.1	m³
埋戻し		V=0.04×13.0=0.52m³	0.5	m³
不足土		V=0.52/0.9-0.13=0.44m³	0.4	m³

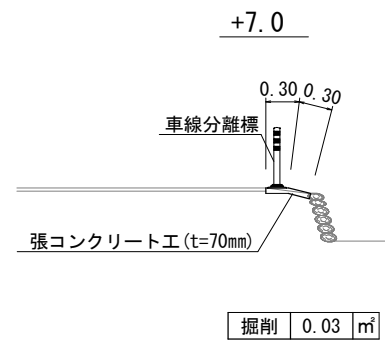
※不足土はゼミ佐湯線の発生土を流用

平面図 S=1:500  
(市道ゼミ佐湯線)



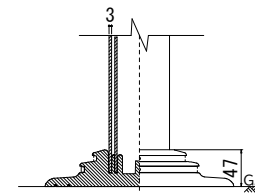
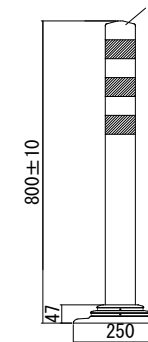
標準断面図 S=1:50

車線分離標



側面図 S=1:10

ベース部 (設置図) S=1:5



数量表

1式当り

種別	規格	計算式	数量	単位
張コンクリート工	18-8-20 (t=70mm)	目地材あり (10mに1か所) (型枠: (0.30+0.30)×0.07×2=0.08m³) A=(0.30+0.30)×27.00=16.20m² (目地材: (0.30+0.30)×0.07×2=0.08m³)	1.0	式
車線分離標	着脱式(3本脚) H=800mm N=8本 (1本/4m)		8.0	本
床掘		V=0.03×27.00=0.81m³	0.8	m³
残土運搬・処分		V=0.03×27.00-0.44=0.37m³	0.3	m³
残土運搬		V=0.52/0.9-0.13=0.44m³	0.4	m³

※発生土の一部を山下中線へ流用

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 道路維持修繕事業 西田中央線外3線 道路改修工事
路線名	市道 山下中線・ゼミ佐湯線
工事場所	阿久根市 波留・山下 地内
図面種類	平面図・標準断面図・構造図
縮尺	各図参照
図面番号	全 3 葉 第 3 号